

「忘れられる権利」に基づく削除の地理的範囲について

本文 URL: <http://www.icr.co.jp/newsletter/law20150904-nakashima.html>

2015年9月4日
(株)情報通信総合研究所
副主任研究員 中島 美香

【別紙1】

欧州委員会第29条作業部会“Google Spain and Inc V. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González” 事件に対する EU 司法裁判所判決の実施にかかるガイドライン(2014年11月26日)¹

エグゼクティブサマリ

「1. 検索エンジンの (EU データ保護指令における) データ・コントローラ適格性

判決は、検索エンジン・オペレーターは、1995年 EU データ保護指令第2条の定義する「パーソナルデータの処理」を実施するのであり、「データ・コントローラー」たる適格性を帯びる、とする。検索エンジンの駆動の途上で実行されるパーソナル・データ処理は、第三者 (リンク) ウェブサイトの公表者が実施するパーソナル・データ処理とは区別されなければならない、それに付加的である。

2. (プライバシー及びデータ保護に対する) 基本的権利と利益 (検索エンジンの経済的利益、及び、検索エンジンを通じて個人情報にアクセスするインターネットユーザの利益) との間の適正なバランス

裁判所の文言によれば、「当該 (パーソナルデータの) 処理が、プライバシー及びパーソナルデータ保護に対する個人の基本的権利に重大な影響を与える潜在的可能性があることにかんがみて、一般準則として、データ主体の権利は、検索エンジンの経済的利益、及び、検索エンジンを通じて個人情報にアクセスす

1

http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2014/wp225_en.pdf

ることのインターネットユーザの利益に優越する」。しかしながら、関係諸権利及び利益間でバランスが図られなければならない、結果は、処理されるデータの性質及びセンシティブさと、当該特定の情報にアクセスすることの公衆（EU市民）の利益（とのバランス）次第である。データ主体が公生活で何かの役割を有している場合には、公衆の利益が結果を左右するほどに（significantly）大きくなることもある。

3. 情報のアクセスに対して検索結果の削除（de-listing）が及ぼすインパクトの限定性

実際のところ、検索結果の削除（de-listing）が個人の表現の自由や情報アクセス権に対して及ぼすインパクトは非常に限定的にとどまるだろう。関係する諸事情を評価するにあたっては、EUデータ保護規制当局（DPAs）は、判断の仕組みとして（systematically）情報にアクセスすることの公衆の利益を考慮することになる。もし公衆の利益がデータ主体の権利より優越する場合には、検索結果の削除が適切とはされない。

4. 情報はオリジナル・ソースからは削除されないこと

判決は、この権利は、人名に基づいてなされる検索から得られる結果に影響を与えるにとどまり、検索エンジンのインデックスから一切のリンクを削除することまで要求するものではない、と述べる。すなわち、元の情報は、なお他の検索語を用いるか、あるいは、公表者のオリジナル・ソースへ直接アクセスすることによって、依然としてアクセス可能なままである。

5. データ主体は元のウェブサイトにはコンタクトする義務はないこと

個人は、検索エンジンに対して権利を行使するために、元となるウェブサイトにはコンタクトする義務はない。データ保護法規はコントローラとして行為する検索エンジンの活動に適用される。したがって、データ主体は、1995年EUデータ保護指令の、より具体的には、同指令を実施する国内法の、規定に依拠してその権利を行使することができる。

6. 検索結果の削除を要求するデータ主体の資格

EU 法の下では、誰もがデータ保護の権利を有する。實際上、データ主体と EU との間に明白な連関さえあれば、例えばデータ主体が EU 構成国の市民または居住者であれば、データ保護規制当局は（ほかに関心を削がれることなく）申立てだけに専念するだろう。

7. 検索結果の削除を命ずる決定の属地的効力 (territorial effect)

EU 司法裁判所判決において定義されたデータ主体の権利に十全の効力を保持させるためには、データ主体の権利の効果的かつ全面的保護を保障し、かつ、EU 法が尻抜けされることがないように方法で、検索結果の削除 (de-listing) の決定が実施されるのでなければならない。その意味で、ユーザはその国内のドメインを経由して検索エンジンにアクセスするのが一般であるということを経由に、検索結果の削除を EU ドメインに限定することは、(EU 司法裁判所) 判決に沿ってデータ主体の権利を十全に保障するのに十分な方法であると考えすることはできない。このことは、実践的には、いかなるケースにおいても検索結果の削除 (の決定) は「.com」を含む、すべての関連ドメインに効力を及ぼすべきである、という結論を導く。

8. 特定のリンクの削除について公衆に知らせること

検索エンジンのユーザが行う検索クエリに基づいた検索結果リストが、EU データ保護法規の適用の結果、完全なものではないことを、当該ユーザに通知するという実務慣行は、データ保護準則の下での、いかなる法的要求に基づいたものでもなかった。そのような実務慣行が容認される場合があるとすれば、それは、(検索結果が削除されたことが) ある特定個人が自分に関する検索結果の削除を求めた (ことの結果である) とユーザが判断することがおよそ起こりえないような仕方での通知が提供される場合だけであろう。

9. 特定のリンクの削除についてウェブ編集者に通知すること

検索エンジンが、削除によって影響を受けるページのウェブマスターに対して、あるウェブページが、特定の名前に基づいた検索クエリに対する検索エンジン

(の検索結果) からアクセスすることができないという事実を通知することを一般実務慣行とするべきではない。EU データ保護法規の下でそのような常套的な通知を行うことの法的根拠はない。

(他方、) 検索エンジンが、特定の要請に関連して、検索削除の決定に至る前に、その要請を取り巻く状況を評価するためさらに情報を得るために、元のウェブ編集者に対してコンタクトを求めてもよいケースもある。

インターネットに投稿された情報の流布拡散やアクセス性に検索エンジンが果たす役割の重要性や、ユーザの検索クエリに応じて情報をインデックスして提示することに関してウェブマスターが有する適法な期待を考慮すれば、第 29 条作業部会（以後作業部会と呼ぶ）としては、検索エンジンが、その用いる検索削除基準を提示し、また、より詳細な統計を提供するよう、断じて要請したい。」